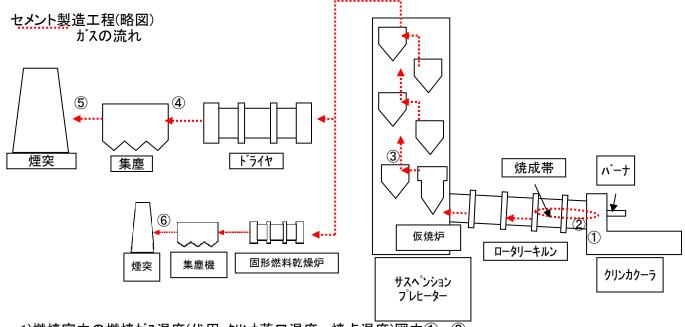
公表データの測定位置(4号キルンイメージ図)



- 1)燃焼室中の燃焼ガス温度(代用:クリンカ落口温度or焼点温度)図中①or②
- 2)集塵機入口がス温度 図中④
- 3)煙突から排出される排がス中の一酸化炭素濃度(集塵機出口、集塵機入口) 図中④or⑤
- 4) 焼成炉中の温度(代用: クリンカ落口温度or焼点温度)図中(1)or(2)
- 5)煙突から排出されるダイオキシン類濃度、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物) 図中⑤
- 6)煙突から排出されるダイオキシン類濃度、ばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物) 図中⑥ ・測定値条件
 - 1)燃焼室中の燃焼がス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、がス温度が高温であること、 高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、 産廃物再生利用条件の燃焼が入温度が800℃以上を立証できる筒所としてクリンカ落口温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。
 - 3)煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のダイオキンン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のダイオキシン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。

上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。

4)燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度を代用する。

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】(法第八条の三第二項 法第十五条の二の三第二項)

〇燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置

関係は、で 施行規則第四条の五の二(一般廃棄物)及び施行規則第十二条の七の二(産業廃棄物)ロ)焼却施設の燃焼室中の燃焼がスの温度等、ハ)冷却設備及び排がス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日、二)煙突から排出される排がス中のダイオキシン類の濃度及びばい煙濃度、 10月の形燃料の保管設備内の清掃を行った年月日であり、これに則って下表を作成した。

- ・測定値条件

 1) □→ト 燃焼室中の燃焼がス温度の測定場所としてはロータリーキルンの窯尻部が適切であると思われるが、がス温度が高温であること、高温のセメント原料が多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にあるため、産廃物再生利用条件の燃焼がス温度が800℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度又はロータリーキルン焼点温度を代用する。

 2) □→ヲ 煙突から排出される一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように焼却することとされているが、改正省令により、煙突から排出される排がス中のタ・イオキンン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排がス中のタ・イオキン類の濃度を3ヶ月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りではない。
 上記の内容もあるが、一酸化炭素の測定は実施する。集塵機出口、集塵機入口のどちらにするかは現在、濃度計を設置している場所によるものとする。

 3) □→ツ 燃焼炉中の温度の測定場所としてはロータリーキルンの焼点温度が適切であると思われるが、高温のクリンカダストが多量に浮遊していることから信頼性のある温度を連続的に測定することが困難な環境にある場合は、焼点温度より100℃程低い値となるが、焼成炉中温度1000℃以上を立証できる箇所としてクリンカ落口温度を代用する。

 4) □) ダイオキシンについてはローラ同様の条件となる。
- 4) ニ) ダイオキシンについてはロ)-ヲ同様の条件となる。

	4号キルン	原工場	年度	2025年月
--	-------	-----	----	--------

ξ <u>網</u>	原工場 4号キルン	項				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
口)		発がスの温度を連続的に測定			(1)測定位置 図中①or②	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温度	②焼点温
	測定値:クリンカヌ	落口温度orロータリーキルン焼点温	温度		(2)測定年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測
					(焼点温度) 平均値	1,338°C	1,321°C	1,351°C	1,343°C	1,373°C							
			集じん器内で燃焼がるの温度を		(1)測定位置 図中④	④集塵機入口							④集塵機入口				
			ることができる場合は集じん器 :測定し、且つ、記録すること。		(2)測定年月日 (3)測定結果 基準値	連続測定 ≦200°C	<u>連続測定</u> ≦200℃	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200℃	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続測定 ≦200°C	連続测 ≦200
		器の入口がス温度	- 別たし、丑っ、心外,心ここ。		最大値	=200 C	131°C	137°C	139°C	121°C	=200 €	=200 €	=200 €	=200 €	≡200 0	=200 €	=200
	- James 1, 2 Jahr 11 J		の 佛								<u> </u>		<u> </u>	@###UD	8###UD	@####UD	@###
	7. 煙突から排出さ 且つ、記録する	される排がス中の一酸化炭素(らこと	の 辰度を連続 的に 別定し、		(1)測定位置 図中④or⑤ (2)測定年月日	⑤集塵機出口 連続測定	連続測定	連続測定	⑤集塵機出口 連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	⑤集塵機出口 連続測定	連続測定		連続測定	り集座が連続が
		機出口or集塵機入口			(3)測定結果 平均値	1,402ppm	1,384ppm	1,737ppm	1,568ppm	880ppm	X21961X1X2	224967/172	2549612125	22-1707/172	221707272	224907772	X2-190#
	w 141 V 1 7 14 K	され 広の 体 ポナ 行 5 担 人 に ち	- ては、焼朮塩丸の温度を		(集塵機出口) 写版 (1)測定位置 図中①or②						◎枝上泪 库	② 株 上 泪 床	②焼点温度	◎## 上泪库	②体上泪床		②焼点
		尭却灰の焼成を行う場合にあ 上に保つとともに、焼成炉中			(2)測定年月日	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	②焼点温度 連続測定	連続
	且つ、記録する				(3)測定結果 基準値	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧1000°C	≧100
	測定値:クリンカ	」落口温度orロータリーキルン焼点	温度		(焼点温度) 最小値	1,155°C	1,155°C	1,162°C	1,150°C	1,246°C							
V)	冷却設備及び排が	ス処理設備にたい積したばい	じんの除去を行った年月日		除去年月日	-	_	-	_	2025年8月30日							
=)		る排ガス中のダイオキシン類の濃			(1)排がス採取位置 図中⑤	⑤集塵機出口			⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵
原	化物、ばいじん、塩化 記録すること。	と水素及び窒素酸化物は六ヶ	テ月に一回以上測定し、かつ、		(2)排がス採取年月日 (3)結果取得年月日	-	2025年5月8日 2025年6月30日		2025年7月2日 2025年8月14日	-							1
DJK.		上記:測定値条件2) ロ)-ヲに	該当する為、ダイオキシン類の	//	(4)測定結果	_	0.00064ng-TEQ/Nm3		0.00000057ng-TEQ/Nm3	_							
料	濃度は3ヶ月に1回り	以上測定し、かつ、記録する 。			基準値		≦0.1ng-TEQ/Nm3						≦0.1ng-TEQ/Nm3				
乾	A - 18 11 1	19. 1年集長共進			(1)排がス採取位置 図中⑤ (2)排がス採取年月日	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口 2025年5月8日		2025年7月2日	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	5集塵機出口	(5)集塵
+2	各上場外付キッシ、1	ばい煙濃度基準値			(3)結果取得年月日	-	2025年5月26日		2025年7月31日	_							
燥	4号	基準値	法及び条例名		(4)測定結果	-	1.1ppm	-	1.6ppm	-	<		<		<	<	
系		坐十世 ,		ぱ	基準値 (1)排がス採取位置 図中⑤	≦673ppm ⑤集塵機出口	≦673ppm ⑤ 集 鹿機出口	≦673ppm ⑤集鹿機出口	≦673ppm ⑤ 集 鹿機出口	≦673ppm ⑤ 集 鹿機出口	≦673ppm ⑤ 集 鹿機出口	≦673ppm ⑤ 集 鹿機出口	≦673ppm ⑤集塵機出口	≦673ppm ⑤ 集 鹿機出口	≦673ppm ⑤ 集 鹿機出口	≦673ppm ⑤集鹿機出口	≦673 ⑤集鹿
	ダイオキシン	≦0.1ng-TEQ/Nm³	廃掃法	い	(2)排ガス採取年月日	一	2025年5月8日	-	2025年7月2日	-	◎ 木座 成田 □	⑤ 木座 成田 百	◎ 未座 版出 □	◎ 木座 成田 日	② 木座 版出 自	② 米座版出口	***
統	硫黄酸化物			ن ا	(3)結果取得年月日	=	2025年5月26日	- -	2025年7月31日	-							
	颁 典 版 化 初	≦673ppm	大防法(K値17.5)	70	(4)測定結果 基準値	_ ≦0.05g/Nm3	<0.002g/Nm3 ≤0.05g/Nm3		<0.002g/Nm3 ≤0.05g/Nm3		≤0.05g/Nm3	≤0.05g/Nm3	≦0.05g/Nm3	≤0.05g/Nm3	≤0.05g/Nm3	≤0.05g/Nm3	≤0.05e
	ばいじん	\leq 0.05g/Nm ³	廃掃法		(1)排ガス採取位置 図中⑤		⑤集塵機出口	⑤集塵機出口		⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵
		=0.00g/14III			(2)排がA採取年月日 (3)結果取得年月日	-	2025年5月8日 2025年5月26日		-	_							
	塩化水素	\leq 700 mg/Nm ³	廃掃法		(4)測定結果	_	2023年3月20日 <2mg/Nm3	-	_	_							
			大防法		基準値	≦700mg/Nm3							≦700mg/Nm3				
	窒素酸化物	≦480ppm	人阴法		(1)排がス採取位置 図中⑤ (2)排がス採取年月日	⑤集塵機出口	(5)集塵機出口 2025年5月8日		2025年7月2日	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵機出口	⑤集塵
					(3)結果取得年月日	-	2025年5月26日		2025年7月31日	-							
		の維持管理計画に基づく窒素	酸化物及び硫黄酸化物の		(4)測定結果	-	220ppm	-	280ppm	-	< 400	< 400	< 400	< 400	< 400	< 400	- 400
	連続測定結果は事業所	川にて供覧 。る排ガス中のダイオキシン類の濃	農度を毎年一回以上、硫黄酸	ダイ	基準値 (1)排がA採取位置 図中⑥	≦480ppm ⑥集塵機出口	≤480ppm ⑥集塵機出口	≦480ppm ⑥集塵機出口	≦480ppm ⑥集塵機出口	≦480ppm ⑥集應機出口	≦480ppm ⑥集應機出口	≦480ppm ⑥集應機出口	≦480ppm ⑥集塵機出口	≦480ppm ⑥集應機出口	≦480ppm ⑥集應機出口	≦480ppm ⑥集塵機出口	≦480
	化物、ばいじん、塩化	比水素及び窒素酸化物は六分		オキ	(2)排ガス採取年月日	- NE MA	2025年5月30日	-	2025年7月1日		◎水圧 凝田□	少水产风出 口	少水庄 双四二	◎ 水圧		シ バ圧 スロー	・
固	記録すること。	上記:測定値条件2) ロ)-ヲに	まなせても がけせい 海の	シン	(3)結果取得年月日 (4)測定結果	-	2025年7月29日 0.0045ng-TEQ/Nm3		2025年8月14日 0.012ng-TEQ/Nm3	-							
形		エ記:別足値米件2)ロ戸バミ 以上測定し、かつ、記録する。			基準値	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≤ 0.1ng-TEQ/Nm3			≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	3 ≦0.1ng-TEQ/Nm3	≦0.1ng-TEQ/Nm3	3 ≦0.1ng-T
					(1)排がス採取位置 図中⑥		O-11-E	O-1	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵
燃	各工場ダイオキシン	ばい煙濃度基準値			(2)排がス採取年月日 (3)結果取得年月日	-	2025年5月30日 2025年6月20日		2025年7月1日 2025年7月28日	-							
料	固形燃料乾燥炉	基準値	法及び条例名		(4)測定結果	-	2.8ppm	-	1.5ppm	-							
4.				1.12	基準値 (1) 世紀 2 短 四 位 第一回 中 ②	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259ppm	≦259
乾	ダイオキシン	\leq 0.1 ng-TEQ/Nm ³	廃掃法		(1)排がA採取位置 図中⑥ (2)排がA採取年月日	⑥集塵機出口 -	2025年5月30日		2025年7月1日		り果座俄田口	り果歴版出口	6集塵機出口	り果座機田口	り集座機田口	り果座機田口	6 果座
燥	硫黄酸化物	≦259ppm	大防法(K値17.5)	ľ	(3)結果取得年月日	-	2025年6月20日	-	2025年7月28日	-							
_{#=}				6	(4)測定結果 基準値	- <0.05 - /N2	<0.002g/Nm3		<0.002g/Nm3	- <0.05 - /N2	< 0.05 /N 2	<0.05 /N 2	≦0.05g/Nm3	< 0.05 /Nl 2	<0.05 m/Nm-2	≤0.05 m/Nm-2	<0.05-
炉	ばいじん	$\leq 0.05 \text{g/Nm}^3$	廃掃法	塩	本年旭 (1)排がA採取位置 図中⑥	≦0.05g/Nm3 ⑥集塵機出口							●0.05g/Nm3 ⑥集塵機出口				
系				化	(2)排ガス採取年月日	-	2025年5月30日	-	_	_	J	J	J	J		J	U 2740E
솶	塩化水素	≦700mg/Nm³	廃掃法		(3)結果取得年月日 (4)測定結果		2025年6月20日 <2mg/Nm3		-	-				1			
NOT.	窒素酸化物	≦480ppm	大防法	糸	基準値	_ ≦700mg/Nm3		= ≤700mg/Nm3	3 ≦700mg/Nm3		≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700mg/Nm3	≦700m
		••			(1)排がス採取位置 図中⑥	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口	⑥集塵機出口				⑥集塵機出口				
					(2)排がス採取年月日 (3)結果取得年月日	-	2025年5月30日 2025年6月20日		2025年7月1日 2025年7月28日	-							
	産業廃棄物処理施設の	の維持管理計画に基づく窒素	酸化物及び硫黄酸化物の	190	(4)測定結果	-	55ppm	-	44ppm	_							<u> </u>
	連続測定結果は事業所	所にて供覧			基準値	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480ppm	≦480p